

札幌市教育センター条例施行規則及び札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年10月26日

札幌市教育委員会

教育長

檜田英樹



札幌市教育委員会規則第10号

札幌市教育センター条例施行規則及び札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

(札幌市教育センター条例施行規則の一部改正)

第1条 札幌市教育センター条例施行規則(平成12年教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表音楽研修室の項映像音響設備セットの目中「MDプレーヤー、DATデッキ、カセットデッキ、DVDプレーヤー及びLDプレーヤー各1台」を「デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機各1台、映写スクリーン1枚」に改める。

(札幌市生涯学習センター条例施行規則の一部改正)

第2条 札幌市生涯学習センター条例施行規則(平成12年教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表ホールの項照明設備の目基本セットの節中

「

200ワット×72灯 を

」

「

161ワット×48灯、LED  
115ワット×33灯、LED

に改め、同目Aセットの節中

」

ボーダーライト	1式	32,700	200ワット×72灯
---------	----	--------	------------

を

ボーダーライト	1式	32,700	161ワット×48灯、LED 115ワット×33灯、LED
---------	----	--------	----------------------------------

に改め、

同目Bセットの節中

ボーダーライト	1式	16,700	200ワット×72灯
---------	----	--------	------------

を

ボーダーライト	1式	16,700	161ワット×48灯、LED 115ワット×33灯、LED
---------	----	--------	----------------------------------

に改め、

同目Cセットの節中

ボーダーライト	1式	10,900	200ワット×72灯
---------	----	--------	------------

を

ボーダーライト	1式	10,900	161ワット×48灯、LED 115ワット×33灯、LED
---------	----	--------	----------------------------------

に改め、

同目中

Dセット	反響板 スポットラ イト 32台	1式	10,300	500ワット×50灯 1キロワット
------	------------------------	----	--------	----------------------

を

Dセット	反響板(天井 ライト付。以 下同じ。) スポットラ イト 50台	1式	13,600	83ワット、LED  1キロワット
Eセット	反響板 スポットラ イト 32台	1式	10,300	83ワット、LED 1キロワット

に、

パー36ライト	1台	310	500ワット
---------	----	-----	--------

を

パー36ライト	1台	310	500ワット
LEDパーライト	1台	420	107ワット、LED

に、

フットスポットラ イト	1台	150	500ワット
ストリップライト	1台	600	100ワット×12灯
花道フットライト	1式	1,700	100ワット×12灯 ×3組
ブラックライト	1台	130	40ワット

を

ストリップライト	1台	600	100ワット×12灯	に、
----------	----	-----	------------	----

スモークマシン	1台	900		を
ロスコチラー	1台	900		

スモークマシン	1台	900		に、
---------	----	-----	--	----

反響板(天井ライト付)	1式	6,400	500ワット×50灯	を
-------------	----	-------	------------	---

反響板	1式	6,400	83ワット、LED	に改め、
-----	----	-------	-----------	------

同項音響設備の目中

場内拡声装置	1式	10,000	マイクロホン及びマイクスタンド各2本付	を
マイクエレベーター装置	1式	1,300	コンデンサー型マイク付	

場内拡声装置	1式	10,000	マイクロホン及びマイクスタンド各2本付	に、
--------	----	--------	---------------------	----

ワイヤレスマイク ロホン	1式	3,000	ハンド型又はタイ ピン型6本	を
-----------------	----	-------	-------------------	---

ワイヤレスマイク ロホン	1台	700	デスクトップ型	に、
-----------------	----	-----	---------	----

レコードプレーヤ ー	1台	1,100		を
CDプレーヤー	1台	600		
MDプレーヤー	1台	1,200		
オープンテープレ コーダー	1台	2,400		
カセットテープレ コーダー	1台	600		
デジタルテープレ コーダー	1台	1,800		

オーディオプレー ヤー	1台	1,000		に、
オーディオレコー ダー	1台	1,000		

ステージスピーカ	1台	600	を
ー			

ステージスピーカ	1式	1,200	に改め、
ー			
移動式スピーカー	1台	600	

同項映写設備の目中「300インチプロジェクター」を「400インチプロジェクター」に改め、同項中

コントラバス用椅子	1台	100	を
-----------	----	-----	---

コントラバス用椅子	1台	100	に、	
ティンパニー (32インチ)	1台	830		
ティンパニー (29インチ)	1台	760		
ティンパニー (26インチ)	1台	710		
ティンパニー (23インチ)	1台	680		
ティンパニー	1式	2,100		4台セット
チャイム	1式	1,900		
バスドラム	1式	530		

	ゴング	1式	780	
--	-----	----	-----	--

	映写スクリーン	1式	1,200	
楽器 設備	ティンパニー (32 インチ)	1台	830	
	ティンパニー (29 インチ)	1台	760	
	ティンパニー (26 インチ)	1台	710	
	ティンパニー (23 インチ)	1台	680	
	ティンパニー	1式	2,100	4台セット
	チャイム	1式	1,900	
	バスターム	1式	530	
	ゴング	1式	780	

	映写スクリーン	1式	1,200	
--	---------	----	-------	--

改め、同表音楽スタジオの項を次のように改める。

音楽スタ ジオ	音楽スタジオ1 演奏設備セット	1式	1,500	セミコンサートピ アノ1台、ドラム 1セット、キーボ ード2台、ギター アンプ2台、ベー スアンプ1台、ス ピーカー2台、マ イクロホン4本、
------------	--------------------	----	-------	--

音楽スタジオ2 演奏設備セット	1式	900	<p>マイクスタンド4本、ミキサー1台、譜面台6台 ピアノ調律料は実費</p> <p>アップライトピアノ1台、ドラム1セット、キーボード1台、ギターアンプ2台、ベースアンプ1台、スピーカー2台、マイクロホン4本、マイクスタンド4本、ミキサー1台、譜面台6台 ピアノ調律料は実費</p>
音楽スタジオ1 録音設備セット	1式	5,200	<p>効果機器、ミキサーI Oラック、モニタースピーカー、スタジオスピーカー、キューシステム及びSD/CDレコーダー各1式</p>
効果機器及びミキサーI Oラック	1式	4,000	
モニタースピー	1式	1,200	



カー及びスタジオ オスピーカー				
キューシステム	1式	1,200		
SD/CDレコー ダー	1式	1,000		
録音用マイクロ ホン	1本	800	コンデンサー型 (サス付)	
録音用マイクロ ホン	1本	310	コンデンサー型	
マイクロホン	1本	200	ダイナミック型	
マイクスタンド	1本	200	ブーム型	

- (2) 別表演劇スタジオの項映像音響設備の目中「DVダブルデッキ、カセットデッキ及びDVD/LDプレーヤー」を「ステレオミキサー、CDレコーダー、BDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー及びワイヤレス受信機」に改め、同項照明設備の目を次のように改める。

照明 設備	スポットライト	1台	150	80ワット、LED
	スポットライト(12台セ ット)	1式	1,300	

- (3) 別表大研修室の項中「MDプレーヤー、DVダブルデッキ、カセットデッキ、DVD/LDプレーヤー、スライドTVコンバーター及び書画装置」を「デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機」に改め、同表中研修室の項中「1,900」を「2,000」に、「MDプレーヤー、DVダブルデッキ、カセットデッキ、DVD/LDプレーヤー、スライドTVコンバーター及び書画装置各1台」を「デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機各1台、ディスプレイ2台」に改め、同表映像スタジオの項映像音響設備の目中「バーチャル架、VE架及びVTR架各1式、モニター棚機器1台、副調整卓機器1台、デジタルカラーカメラ、フロアービデオモニ

ター、スピーカー、マイク類及びブルーバックホリゾン」を「映像コントロールワゴン、接続盤、ワイヤレス装置、インカム装置、NXCAMカメラ、インテグレートッドカメラ、フロアモニター、デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機各1台、スピーカー、マイク類及びクロマキーシート」に改め、同項照明設備の目を次のように改める。

照明 設備	アッパーホリゾン イト	1列	1,700	133ワット、LE D
	スポットライト	1台	150	80ワット、LE D
	ブロードライト	1台	150	130ワット、LE D

- (4) 別表講堂の項中「MDプレーヤー、DVダブルデッキ、カセットデッキ、DVD/LDプレーヤー、スライドTVコンバーター及び書画装置」を「デジタルミキサー、CDプレーヤー、CDレコーダー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー及びワイヤレス受信機」に改め、同表その他の項各室共通使用設備の目中

「

液晶プロジェクタ	1台	630	移動式スクリー ン付	を
----------	----	-----	---------------	---

」

「

液晶プロジェクタ	1台	630	移動式スクリー ン付	に改め、
移動式スクリーン	1枚	240		
ござ	1枚	50	260センチメー トル×355センチ メートル	

」

同項その他の設備の目中「MDプレーヤー、S-VHS/DVダブルデッ

キ及びカセットデッキ各1台、マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1本、  
 タイピン型ワイヤレスマイク1本、書画装置1台」を「デジタルミキサー、  
 CDプレーヤー、デジタルマルチスイッチャー、BDレコーダー、書画装  
 置及びワイヤレス受信機各1台、マイクロホン1本、ワイヤレスマイク1  
 本、タイピン型ワイヤレスマイク1本」に、

「

デジタルビデオ編 集セット	1式	1,500	1時間当たり 委員会が別に定め る再生、編集及び 記録装置
DVD制作セット	1式	700	1時間当たり 委員会が別に定め る再生及び記録装 置

を

「

デジタルビデオ編 集セット	1式	1,500	1時間当たり 委員会が別に定め る再生、編集及び 記録装置
------------------	----	-------	--

に改め、

同表備考3中「、DVD制作セット」を削る。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。